九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

自己信託及び目的信託に関する一考察 : 将来顕在化しうる法の衝突についての示唆

八並, 廉
九州大学大学院法学府 : 修士課程 : 国際私法

https://doi.org/10.15017/14725

出版情報：九大法学. 97, pp.209-234, 2008-09-24. Kyudai Hogakkai
バージョン：
権利関係：

研究ノート

自己信託及び目的信託に関する一考察

――将来顕在化しうる法の衝突についての示唆――

八並　廉

1　はじめに
1―1　信託に関する近年の動向とその問題点
1―2　自己信託及び目的信託に関する実質法と国際私法との間の溝
1―3　本稿の構成
2　自己信託
2―1　自己信託とは
2―1―1　定義及び想定されている利用方法
2―1―2　旧信託法時代の議論と新信託法時代の議論
2―2　濫用防止制度
2―3　法の衝突に由来する問題が顕在化する可能性についての一考察
2―3―1　アメリカ法と日本法の衝突
2―3―2　イギリス法と日本法の衝突
3　目的信託
3―1　目的信託とは
3―1―1　定義及び想定されている利用方法
3―1―2　旧信託法時代の議論と新信託法時代の議論
3―2　濫用防止制度
3―3　法の衝突に由来する問題が顕在化する可能性についての一考察
3―3―1　アメリカ法と日本法の衝突
3―3―2　イギリス法と日本法の衝突
4　おわりに

1　はじめに

1―1　信託に関する近年の動向とその問題点

新信託法は、二〇〇六年一二月八日に成立し、二〇〇七年九月三〇日に施行された。信託の設定方法の追加、類型の多様化、及び規律内容の任意法規化を中心とした抜本的改正がなされた。[1] これは、一九二二年に旧信託法が制定されて以来はじめての改正である。

信託法が柔軟化されたことで、信託の利用の幅は大いに拡

大されたものの、それに対応する国際私法分野での法整備の必要性については未だ議論が活発でない。[2] 日本の国際私法の主要な法源である法の適用に関する通則法（以下「通則法」と称する）の立法過程においても、信託についての規定を設けるかどうかについて検討がなされた。しかし、法制審議会での議論の結果、信託の準拠法については学説の充分な蓄積がないこと[3]や、明文規定がなくとも現在の取引実務に特段の支障がでていないこと等の理由から[4]、通則法には「信託」についての明文規定は設けられなかった。

しかし、現在の取引実務において特段の支障が生じていないのは、これまで日本では信託が限定的に利用されるにとどまってきたこと、特に商事信託に圧倒的に偏って利用されてきたことが原因であるとの指摘がある。[5] つまり、商事信託においては、通常、信託銀行が受託者となり、綿密に準備された内容の契約を締結することから、法的紛争が顕在化しにくかったものと思われる。

その一方で、新信託法が内容を一新させて大いに信託の活用を後押ししていることは、信託に関わる当事者や信託財産の増加・多様化をもたらすことが予想される。そして、信託業の専門家が当事者に含まれないような民事信託の利用も後押しされている結果、信託に関する法的紛争が、将来増加する虞があろう。そのとき、紛争の当事者に外国人が含まれていたり、信託財産の所在地が外国であったりする場合には、法の衝突によって困難な国際私法上の問題が顕在化してくるのではないかと懸念される。

しかし、新信託法の施行がもたらしうる新たな法の衝突の問題に関する先行研究は現在まで存在せず、その問題の重要性についてすら充分に示されてこなかった。かかる状況に鑑みて、本稿は、特に実質法分野と国際私法分野の意識のギャップが最も大きいと思われる自己信託及び目的信託に焦点を当てつつ、将来顕在化しうる法の衝突を具体的に例証することで、信託をめぐる国際民商事紛争解決のための法整備の足がかりを作ることを目的とするものである。

1―2　自己信託及び目的信託に関する実質法と国際私法との間の溝

委託者と受託者が同一人格である信託は自己信託と呼ばれ、受益者不存在の信託は目的信託と呼ばれる。[6] これらはいずれも、旧信託法では認められていなかったが、新信託法で導入された（詳しくは2―1及び3―1で述べる）。これらが旧

信託法下で認められなかった主たる理由は、債権者詐害目的での利用が懸念されていたためである。[7]

受託者は、信託財産を、固有財産や他の信託の信託財産とは分別して管理しなければならないとされている（信託法第三四条）。これは、分別管理義務と称されるもので、信託財産が、他の財産から独立した存在であることを宣言する意味を持つ。これにより、万一受託者が倒産した場合であっても、信託財産は委託者や受託者の債権者による差押え等の対象にならない（このことは、信託の「倒産隔離機能」と呼ばれている）。[8] 信託法第二五条は、「受託者が破産手続き開始の決定を受けた場合であっても、信託財産に属する財産は、破産財団に属しない」と定めている。信託財産の独立性及びそれから生じる信託の倒産隔離機能は、信託の当事者にとって有益なものであるが、同時に、委託者がその債権者を害することを知って信託を設定すること（詐害信託）が懸念されているのである。[9]

それゆえ、今回、新信託法で導入された際にも、濫用防止制度の導入及びその内容について慎重な検討がなされた。濫用防止制度とは、債権者詐害行為の目的で自己信託や目的信託が用いられることを防止するために設けられた措置のことである。たとえば、その設定方法に厳格な制限が設けられたり、万一詐害信託が設定された場合の債権者に対する救済措置が強化されたりする等、多岐にわたる濫用防止措置が設けられた。[10]

これに対して、国際私法の分野では、信託の準拠法の決定ルールについて、通則法には特に明文規定が置かれておらず、解釈に委ねられているのが現状である。この点についての通説的見解は、信託の成立や内部関係等（設定者、受託者、及び受益者の間の権利義務関係等）を、通則法第七条以下の法律行為として性質決定する（そのようにして決まる準拠法を以下「信託準拠法」と称する）。[11] そこで通則法第七条により、原則として、信託については、当事者による準拠法の選択（当事者自治）が認められることになる。もっとも、信託の場合、通則法第七条にいう「当事者」が誰であるかが問題となるが、「委託者」による準拠法選択を認める見解が有力である。[12] 委託者による準拠法の選択がない場合には、通則法第八条によって、「当該法律行為の当時において当該法律行為に最も密接な関係がある地の法」によることになる。[13]

以上のように、信託については委託者による準拠法の選択

が認められるとする見解が有力であるが、詐害信託取消権の問題については、「詐害信託を取り消そうとする債権者の債権準拠法、および、信託財産の譲渡行為の準拠法とが累積的に適用されるべき」であるとの見解が主張されている。[14] この見解は、債権者取消権の準拠法選択ルールについての通説を、詐害信託取消権にも当てはめるものである。[15]

しかし、この説のように、詐害行為の当事者が決定することができる法律行為の準拠法によることは、適当でないようにも思われる。[16] なぜなら、詐害行為の当事者である委託者が、詐害行為取消権の制度をもたない法やその行使の要件が厳しい法を準拠法と指定しておくことが考えられるからである。たしかに、連結点の操作を通じて、当事者が自己に有利な法の適用を実現しようとする、いわゆる法律回避は、通則法上は基本的に問題とされるべきでないといわれる。[17] とすると、詐害行為の当事者たる委託者が、自己に有利な準拠法の選択を行うことも、国際私法上問題とされるべきではないと考える立場のほうが自然に思われるかもしれない。しかし、それにもかかわらずここで詐害信託の当事者による準拠法の選択を問題とするのは、改正後の信託法においては信託による詐害行為が一層懸念されるため（2―1、3―2で詳述）、国際私法上の債権者保護の必要性について議論される余地があると思われるからである。

この点、債権者取消権の準拠法の議論においては、債権者の有する債権の準拠法と財産の譲渡行為の準拠法とを累積的に適用する通説の他に、詐害行為の当事者による恣意的な準拠法操作を許すべきでないとの観点から、法廷地法による説と処分の対象とされた権利の準拠法による説が主張されている。[18] 処分の対象とされた権利の準拠法による説の場合、財産所在地が詐害行為によって恣意的に変更されることが考えられるので、詐害行為がなければ当該財産が所在したはずの地の法によるものとされている。[19] これら通説以外の二つの説はいずれも、債権者の有する債権の準拠法と財産の譲渡行為の準拠法とを累積的に適用する通説とは異なり、詐害行為取消権の問題を単一の準拠法によって判断するため、取消権の行使範囲が広くなる。それゆえ、結果的に債権者保護に資することになろう。処分の対象とされた権利の準拠法による説は、詐害行為の対象となった財産の帰属の問題であることに着目して主張されているものである。ところが、処分の対象とされた権利の準拠法によるとする場合、「詐害行為がなければ所在したはずの財産所在地」を認定する煩雑さが実務上問題

な上、具体的にどのようにして認定するのかが不明確であるという問題があるように思われる。そこで、一般に詐害行為取消権は裁判による行使が許されているものであることから、これを手続法上のもの又はそれに近いものと見て、法廷地法説を妥当とする考えも主張されている。[20] 詐害信託の準拠法に関しても、このような債権者取消権の準拠法の議論が参考にされるべきではなかろうか。

以上のように、実質法レベルでは、委託者による自己信託・目的信託の濫用の虞のゆえに、かかる信託の設定に関しては慎重に制限を設ける方向で議論がなされ、制度に反映されたのに対して、国際私法分野では、信託準拠法の決定について、委託者に準拠法選択の自由を認めるルールを原則とする考えに疑問が投げかけられることがなかったように思われる。また、実質法上、委託者の債権者を保護する趣旨で設けられている詐害信託の取消しの救済についても、国際私法では、債権者の有する債権の準拠法と信託財産の譲渡行為の準拠法の累積的適用が主張されているのみである。このように、自己信託及び目的信託に関する国際私法上の議論は、実質法上発生しうる問題を受け止めたものとはいえない状況にあるのではなかろうか。国際私法は実質法とは次元を異にするが、実質法上の議論から明らかにされている問題の中には国際私法上も配慮すべきものもあるだろう。

1―3　本稿の構成

以上の問題意識から、本稿は、自己信託と目的信託のそれぞれについて、①定義及び想定事例、②濫用防止制度、及び③将来顕在化しうる法の衝突、の三点について検討する。①と②は実質法上の考察であり、③はそれを受けた国際私法分野からの考察である。

自己信託及び目的信託導入にあたって想定されているそれぞれの活用事例については、新信託法の立法過程で例示されてきたものを中心に紹介する。

濫用防止制度については、濫用防止のために充分な立法政策が採られているか、及びその規制内容が厳しすぎるあまりこれらの新しい信託の利用価値が損なわれていないかどうかについて評価をする。

国際私法分野からの考察にあたっては、自己信託又は目的信託が国際的に利用される場合で、法の衝突の問題が顕著になる仮想事例を設定する。そして、現段階での通説的見解に

則してその処理を検討することで、今後の検討課題を明確にするよう試みる。なお、信託は英米法由来の制度であることから、特に英米で裁判例が蓄積されてきた。そこで、法の衝突の問題について本稿ではアメリカ法及びイギリス法と日本法との間の比較を通じた分析を行う。

2　自己信託

2―1　自己信託とは

2―1―1　定義及び想定されている利用方法

自己信託とは、委託者自身が受託者となって、信託財産を受益者のために管理・処分する信託のことである。[21] 自己信託の活用方法としては、次のようなものが考えられている。

まず、自己信託が民事信託として活用される一例として、たとえば次のような場合が想定されている。経営者である親が障害を持つ子を持っている場合に、その親がその子に財産を贈与したいと考えても、子自身による財産の管理は困難である。しかし、自己信託を利用すれば、委託者自身の倒産による財産の散逸の危険を避けながら、財産管理を自ら行いつつ、給付を行うことができる。[22] 信託の持つ倒産隔離機能に着目した利用方法である。

また、自己信託に関しては、資産流動化の一手段として利用される可能性も念頭におかれている。たとえば、自らが保有する不動産、金銭債権等の資産を自己信託し、そこで取得する受益権を投資家等に販売することによって資金調達を行うことが可能とされている。[23]

自己信託にはこのように有効活用される可能性[24]があるものの、旧信託法下では認められてこなかった。

2―1―2　旧信託法時代の議論と新信託法時代の議論

大正期、旧信託法の立法時には、法案の中に自己信託に関する規定が含まれていたが、審議の段階で「財産隠匿の弊害がある」との指摘がなされ、削除された。[25] 旧信託法の制定後も、解釈で自己信託を認めようとする見解もあったが、自己信託を否定する見解が通説であった。[26] 債権者詐害行為は売買等を利用して行うことも可能であるが、自己信託は委託者と受託者が同一人格であり、他人を引き入れることなく詐害行為が可能となるので、その危険がより大きいと考えられるからである。[27]

旧信託法時代から続く執行逃脱の懸念については、次の二つの場合に分けて議論がなされている。[28]

(イ)　自己信託設定行為が詐害行為に当たる場合（委託者が自己信託設定により一般財産に不足をきたす、無資力となる場合）

(ロ)　自己信託設定行為が詐害行為に当たらない場合（委託者が有資力にとどまっている場合）

旧信託法下の通説は、(イ)(ロ)いずれにせよ執行逃脱の懸念が大きいという理由で自己信託を否定していた。それに対し、自己信託肯定説は、「(イ)については、問題の自己信託設定行為を詐害行為として取り消すことができるのだから（旧[信託]法第一二条第一項）、その方策で対処すればよく、およそ自己信託を否定するまでのことはなく、また(ロ)については、場合により公序良俗違反（民法第九〇条）として問題の自己信託設定行為を無効とし、そこまでいかない場合には、それは委託者の財産運用の一つとして是認されるべきであって、自己信託をア・プリオリに否定すべきでない」と主張していた。[29]

新信託法は、次の2―2で述べる濫用防止制度を整備することで詐害行為目的の自己信託を抑制し、自己信託を認めている。

2―2　濫用防止制度

前述の通り、自己信託に関しては、従来からその執行逃脱目的の利用が懸念されてきたので、新信託法の下では様々な濫用防止のための規定が設けられることになった。それらを［表1］で整理する。

［表1］において、1から8の濫用防止制度については合理的な趣旨が見いだせるものの、9の措置（信託法附則第二条）については以下のような批判が考えられよう。まず、施行時期を延期したところで、施行後の濫用が抑制される効果は期待できないだろう。さらに、後に施行されることが確実であれば、濫用を目論む委託者は自分の息のかかった者を受託者として信託を設定しておき、施行後に自己信託に切り替えることを考えることもでき、施行前の期間においてすら濫用防止の効果が発揮されない状況も想定しうる。したがって、信託法附則第二条は、その妥当性が明確でないと考えられる。

なお、信託法附則第二条に関しては、自己信託抑制策としては不適切であるが、「強力な反対説を前にした新法実現策としてみる限り、むしろ合目的的、適切であった」と評価する見解もある。[37]これは、信託法附則第二条が、自己信託を否定する学説に対する配慮を示して新信託法の立法を実現する

【表1】

	濫用防止制度	補足
1	自己信託にかかる意思表示は、書面又は電磁的記録によるとされ、法定の事項を記載しなければならない旨が定められている（信託法第三条第三号）。	自己信託の設定を対外的に明らかにさせることで、濫用を防止する趣旨[30]。具体的な記載事項については、信託法施行規則第三条が定めている。
2	自己信託の効力は、公正証書等の作成時、又は、受益者（予定者）の一人に対する確定日付ある通知の時から生ずる旨が定められている（信託法第四条第三項）。 自己信託を使って受益権を発行する場合で、一定の人数以上のものが受益権を取得できる場合には、内閣総理大臣への登録が義務付けられる旨が定められている（信託業法第五〇条の二第一項）。	自己信託の効力発生要件を厳格化する趣旨[31]。受益者として指定された者が受益権を取得したことを認識し、受益者が受託者を監督することを期待できる状態になれば、第四条第三項の二で効力が発生する。債権者詐害目的の自己信託の設定が懸念される理由が、自己信託の設定が単独でなしうる点であることに着目した濫用防止措置である[32]。前述の状態に至るまでに相当の期間を要することとなる場合の対処として、公正証書によって設定すれば、第四条第三項の一で効力が発生することとした。公正証書が作成されれば、信託設定の事実や日時が対外的に明らかになり、債権者詐害の虞が減少すると考えられるためである。 信託業法第五〇条の二第一項において政令で定めることとされている「多数の者」の具体的人数については、信託業法施行令第一五条の二が「五〇名」と定めている。
3	自己信託の登録を受けた者が自己信託を利用する場合、当該信託財産に属する財産の状況その他当該財産に関する事項を第三者に調査させなければならない旨が定められている（信託業法第五〇条の二第一〇項）。	誰がチェックをするかについては、信託業法施行令第一五条の五が定め、第三者によるチェックの具体的内容については、信託業法施行規則第五一条の七が定めている。
4		

5	委託者、受託者、受益者の三者が同一人格となることも、一年以内に限り認められる旨が定められている（信託法第八条・第一六三条第二号）。	受託者がいったん受益権の全部を固有財産で購入し、当該信託の運用実績を踏まえたうえで、受益権を販売するといったニーズが実務上存在するためである。[33]
6	自己信託が詐害信託に当たる場合、委託者の債権者は詐害信託取消訴訟を提起することなく、信託財産に属する財産に対して強制執行等をすることができる旨が定められている（信託法第二三条第二項）。	詐害信託として自己信託が用いられた場合、委託者の債権者による詐害信託の取消し（信託法第一一条第一項）のほか、詐害行為取消訴訟を経ないで直接に自己信託財産に執行することも可能とすることで（同法第二三条第二項）、債権者保護を図る趣旨。[34]
7	公益の確保のための裁判所による終了命令の制度が定められている（信託法第一六六条）。	公益を確保するため、その存立を許すことができない信託については、裁判所は、法務大臣・利害関係人の申立てにより、信託の終了を命ずることができる。
8	法人の事業譲渡に関する規定（会社法等）が、自己信託の場合にも適用される旨が定められている（信託法第二六六条第二項）。	自己信託の場合は譲渡がないとする見解が、法制審議会において有力とされたことから、自己信託だからといって法人の事業譲渡に関する規定を免れないことを明文で規定して明らかにすることが必要と考えられたために設けられた定めである。[35] この規定により、事業の全部又は重要な一部につき、自己信託の方法により信託を設定する場合には、第三者に譲渡する場合と同様に、原則として、会社法の規定にしたがい、株主総会の特別決議による承認が必要となる（会社法第四六七条第一項第一・二号、第三〇九条第二項第一一号）。
9	自己信託の設定方法に関する規定（信託法第三条第三号）は、信託法の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない旨が定められている（信託法附則第二条）。	自己信託制度の趣旨の周知徹底、債権者保護の措置の策定、会計・税制上の取り扱いの検討が必要であることを当条項の意義に含める見解[36]もあるが、附則第二条の趣旨は執行逸脱の抑制と考える見解が有力。

ことや、自己信託が長期間設定されない結果、自己信託反対説が自然消滅することを狙って設けられたものと考える見解である。

以上の濫用防止制度についての整理を前提に、以下では法の衝突の問題について検討する。

2―3　法の衝突に由来する問題が顕在化する可能性についての一考察

2―3―1　アメリカ法と日本法の衝突

アメリカ法上は、第二次信託法リステイトメント（Restatement (Second) of Trusts）第五八条及びコメントによると、ある者が、他の者のために「受託者として」自己の名義で銀行に預金をする場合、その者は①撤回可能な信託を設定する、②撤回不可能な信託を設定する、又は③信託を設定するのではない、といういずれかの意思を有するものとされる。いずれの意思を有するのかは証拠によって明らかにされるが、別段の意思を有するという証拠がなければ、預金者は、「他の者のための受託者として銀行に預金した」という事実のみをもって、「撤回可能な信託を設定する意思を有していたことを充分に示しうる」とされる。(38)

さらに、アメリカ統一信託法典（The Uniform Trust Code）第六〇二条・第六〇三条の規定によると、信託条項が明示的に撤回不可能と定めていない限り、委託者は信託を撤回又は変更することができ、信託が撤回可能であり、委託者が撤回能力を有する場合、受益者の権利は委託者の支配に服し、受託者は委託者に対してのみ義務を負う。

そして、アメリカの統一信託法典第五〇五条（a）（一）によると、委託者の生存中において撤回可能信託の財産は、委託者の債権者に対する弁済にあてられることになっており、倒産隔離されていない。つまり、アメリカ法上は、自己信託によって創出される信託財産に対する差押えの可否は、撤回権留保の有無を基準として考えられている。

これに対して、日本の信託法においては、自己信託が詐害信託に当たる場合、委託者の債権者は、詐害信託取消訴訟を経由することなく、ただちに信託財産に対して強制執行することができる（信託法第二三条第二項）。ただし、受益者等による異議の訴えがあった時は、債権者は当該信託の設定が債権者を害することを債務者が知っていたことを証明しなければならない。

このように、信託財産の差押えについて、アメリカ法は債

務者が撤回権を留保しているかどうかを基準としている一方、日本法は債務者が自己信託の設定が詐害行為になるかどうかを知っていたかどうかを強制執行の基準としており、法の衝突がみられる。

たとえば、日本に住む日本人の債務者が、執行逃脱のために、自分の息のかかった者を受益者として、アメリカの銀行に撤回不可能な信託を設定した場合、現行の国際私法ルールで、日本に住む日本人の債権者を充分に保護できているといえるであろうか。現在の国際私法の通説的見解に則して考えてみる。

信託の成立についての準拠法の決定に関しては、原則、委託者による準拠法選択に委ねられており、債権者保護は図られていない。ただし、強行法規のうち絶対的強行法規として分類されるものは、準拠法の如何を問わず適用されるとする、いわゆる「強行法規の特別連結」が考慮される余地もあろう。[39] 信託法第二三条第二項が、絶対的強行法規であると分類され、前述の仮想事例のような場合にも適用されるものと考えられる可能性について、今後検討しなくてはならないと考えている。強行法規の特別連結以外で、国際私法上債権者が保護を期待しうるのは、詐害信託取消権のための準拠法決定ルールであろう。しかし、詐害信託取消権について現在主張されている見解のように、債権者の有する債権の準拠法と信託財産の譲渡行為の準拠法を累積的に適用するのであれば、委託者による恣意的な準拠法操作の虞は残ることになろう。

2―3―2　イギリス法と日本法の衝突

イギリス法上は、Law of Property Act 1925 第五三条（一）（b）によって、土地についての信託宣言（自己信託）が執行可能となるためには、書面が必要である旨が定められている。しかし、一方で、「土地の信託だけは、ある段階で証拠書類が必要となるが、財産の譲渡や遺言の作成を除けば、信託の設定に必要な様式行為は何もない」とされている。[40]

これに対して、前述の通り日本法上は、信託財産が何であるかを問わず、常に自己信託の設定には書面又は電磁的記録によることが要求されている（信託法第三条第三号）。

それでは、以上のような法の衝突があることを前提に、イギリスにおいて、イギリス法に基づいて、書面によらずに土地以外の財産の自己信託が設定された場合で、その財産の一

部が日本に所在する場合、その信託設定行為が有効かどうかは、どのように判断されるであろうか。現在の日本の国際私法の通説的見解に則して検討する。

当該信託の設定行為が書面によってなされなくてはならないかどうかは、信託の方式（形式的成立要件）の問題と考えられる。そして、信託の方式の問題については、通則法第一〇条を適用して決まる準拠法によるものと考えられている。[41]

通則法第一〇条第一項及び同条第二項は、原則として、法律行為の方式については、法律行為の成立についての準拠法と行為地法との選択的連結を採用し、隔地的な法律行為の場合の行為地の特定について、同条第三項及び第四項が定めている。しかし、「動産又は不動産に関する物権及びその他の登記をすべき権利を設定し又は処分する法律行為」の方式については、行為地法によらず、もっぱら法律行為の成立についての準拠法による旨が定められている（通則法第一〇条第五項）。

そこで、通則法第一〇条を信託の方式に適用すると、たとえば信託財産が債権の場合には、その信託の成立について適用される法又は信託の設定行為をした地の法のいずれかの法の下で、当該信託の方式が有効であれば、それは有効との判断になる。前述の例では、どちらもイギリス法である。もっとも、信託財産が物権やその他の登記をすべき権利の場合、当該信託の設定行為は、通則法第一〇条第五項に該当する法律行為と解されるため、その成立について適用される法のみがその方式についても適用されることになろう。いずれにせよ、前述の例では、イギリス法が当該信託の方式の準拠法となるため、土地以外の財産であれば書面によらない自己信託も有効とされよう。

ただし、もし、自己信託の設定は書面又は電磁的記録によることを要求する規定（信託法第三条第三号）が、絶対的強行法規と考えられるとすると、この限りではない。この規定が絶対的強行法規として分類され、この仮想事例のような場合にも適用される規定であるかどうかについて今後考察を深めるべきであると思われる。

また、イギリス法を適用することが国際私法上の公序に反すると判断される可能性についても検討がなされる余地があろう（通則法第四二条）。通説は、公序則は限定的に発動すべきと解釈しており、外国法適用結果の異常性と事案の内国関連性の相関関係で公序則を発動すべきかどうかを決める。[42]この点、自己信託の設定行為は、信託財産の内容に関係なく、

書面又は電磁的記録によることを義務付けている日本法の視点からは、土地以外の財産の自己信託の設定については書面不要とするイギリス法適用の結果は、異常なものと言いうるのではなかろうか。また、その信託財産の一部が日本に所在する事実から、内国関連性が認められる可能性は低くないように思われ、結果として、この例において公序則が発動される可能性は充分にあろう。

3　目的信託

3―1　目的信託とは

3―1―1　定義及び想定されている利用方法

受益者の定めのない信託を目的信託という。[43] 受益者の定めのない信託には、公益を目的とし、主務官庁の許可を受ける必要のある公益信託もあるが（公益信託ニ関スル法律第一条・第二条）、本稿で扱う目的信託は、公益信託ではなく、契約又は遺言によって設定されるものである。

法制審議会信託法部会「信託法改正要綱試案の補足説明」の「第六九　いわゆる目的信託について」によると、目的信託については以下のように、大きく二つのタイプの利用が想定されている。[43]

【権利能力のない者が実質的に受益者に相当するタイプ】

・自らが寵愛する特定の動物（ペット）を飼育するための信託を設定すること

・自らの住居を自らの死後も記念館のように管理してもらうことを目的として信託を設定すること

【受益者としてではないが、将来にわたり何らかの利益を受ける者を想定することができ、信託目的が必ずしも「公益」とはいい得ないタイプ】

・特定の企業の発展に功績のある人（従業員に限られない）に奨励金を出すというように、目的が「特定」の企業に限定されているために公益信託の許可を得ることができない信託を設定すること

一つ目に挙げられているタイプとしては、前述の例のほかに、先祖の墓碑の管理を自分の亡き後も確実にしておきたいという場合における目的信託の利用が考えられる。その他、自分の所有する博物館等の管理を将来も確実にしたい場合等も考えられる。

二つ目に挙げられているタイプは、公益信託の周辺に位置

する信託を救済するために、目的信託が意義を持つことを示すものである。公益信託は、租税等の優遇措置が受けられる一方で、主務官庁の審査は厳格でその設定が簡単には認められない。[45] そこで、公益に近いが、公益信託に該当しない信託を認めてもらいたいニーズがある。[46] 目的信託には、そのような信託の受け皿としての意義があるとされている。[47] これに対しては、公益信託の概念を広げることで解決すべきとの反論もありえようが、概念をいくら広げても、境界線上のものは生じてくると思われる。

以上と同様の目的を達成するには、負担付遺贈や法人の設立の手段をとることも考えられよう。そこで、以下では、これらの代替手段との比較を通じて、目的信託の特徴を明確にすることを試みる。

記念館や博物館のオーナーが、自らの亡き後もそれらが管理されることを確実にしたい場合、後継者に記念館を負担付遺贈する選択肢があろう。しかし、遺贈では、遺産は受遺者の固有財産となるため、その財産をどのように使おうと、受遺者の自由ということになる。もちろん、受遺者が「記念館の管理」という負担した義務を履行しない場合、相続人は相当の期間を定めてその履行を催告することができ、その期間内に履行がないときは、その遺贈の取消しの請求ができることになるので（民法第一〇二七条）、受遺者が管理自体を全くしない虞は大きくないかもしれない。しかし、遺贈する財産を記念館の管理だけのために使うよう強制することはできない。これに対し、目的信託は、記念館の管理だけのために使用可能な財産を創出できるのである。ただし、3―2にて後述するように、存続期間の制限が目的信託のメリットを台無しにしている。

同様のことは、法人を設定することで実現することも可能である。[48] かつては、営利と公益のいずれも目的としない団体は特別法がある場合（労働組合・協同組合など）を除いて任意団体（権利能力なき社団・法人格のない社団）としてしか存在できなかった。しかし、中間法人法の施行以来、営利を目的とする法人、公益を目的とする法人、特定非営利活動を目的とする特定非営利活動法人のいずれにも該当しない場合でも、法人格を要する時は、中間法人を設立する道が開かれた。なお、二〇〇八年一二月一日から一般社団法人及び一般財団法人に関する法律が施行され、それと同時に中間法人法は廃止される。その際、既存の中間法人は、一般社団法人及

び一般財団法人に関する法律に基づく一般社団法人に移行することになる。[49]

法人を利用する場合との比較においては、目的信託のほうが簡単に設定できることから、債権者詐害行為目的の利用（3―2にて後述）がその分発生しやすくなるとの懸念を指摘する見解があり、旧信託法の下で目的信託が認められてこなかった一因として示唆されている。[50]

3―1―2　旧信託法時代の議論と新信託法時代の議論

先に述べた債権者詐害行為の懸念に加えて、旧信託法下においては通説による信託概念そのものが目的信託を否定していた。というのも、旧信託法の下において、「通説的な見解によれば、信託が有効に成立するためには、信託行為の時において、受益者が特定・現存していることまでは必要ないが、受益者を確定しうることが必要であり、受益者を確定しえないものは、公益信託を除いては有効な信託とは認められない」ものとされてきた。[51]

他方、新信託法の下では、受益者の定めのない信託（目的信託）は、第三条第一号又は第二号に掲げる方法、すなわち契約又は遺言によって設定できる。ただし、新信託法の第二五八条第一項により、自己信託（第三条第三号）によって設定することはできない。

3―2　濫用防止制度

帰属権利者を定めて目的信託を設定することは、「差押禁止定期預金」をつくるようなものであるとの批判がある。[52]たとえば、ある不動産を信託財産、ペットを受益者に相当するものとして、一〇年後に信託目的が終了して残余財産が帰属権利者（委託者とされることが多いだろう）に戻ると定めて、目的信託を設定することは、一〇年間は差押えを免れる財産を創出することになるとの批判である。

しかし、そもそも「適正な」ペット飼育費の信託であるかどうかを問題とする意味はあるのだろうか。債権者詐害に当たる場合について詐害信託取消権があること等で対応されていればよく、債権者を詐害しないのであれば、委託者がペットの飼育費のためにいくら多額の信託をしようと、財産管理の一方法として認められてよいように思われる。

いずれにせよ、執行逃脱目的での利用に対する懸念に対応するために、【表2】のような濫用防止制度が設けられている。

【表2】

	濫用防止制度	補足
1	目的信託の存続期間は設定から二〇年を超えることはできない旨が定められている（信託法二五九条）。	長期の目的信託の設定を禁じることで濫用を抑制する趣旨。[53]
2	信託行為で制限できないものとされている受益者の権利につき、その大部分を強行規定として委託者に付与する旨が定められている（信託法第二六〇条・第一四五条第二項・第二六一条）。	目的信託は受益者が不存在の信託であるため、受益者の代わりに、委託者を受託者の監視にあたらせる趣旨。[54]
3	受託者の監督は、委託者のほか、信託管理人が選任された場合（多くは遺言による設定の場合）にあっては、信託管理人により行う旨が定められている（信託法第二五八条・第二六〇条）。	受益者の代わりに、信託管理人を受託者の監視にあたらせる趣旨。[55]
4	自己信託により目的信託を設定することはできない旨が定められている（信託法第二五八条第一項）。	委託者と受託者が同一で受益者は不存在という信託は、執行逃脱目的で利用される虞が大きいとの考えに基づく制限。[56]
5	当分は一定基準を満たすもの以外は受託者になれない旨が定められている（信託法附則第三条）。	信託法附則第三条における「政令」とは、信託法施行令であり、その第三条が「受益者の定めのない信託の受託者となることができる法人」について規定している。

目的信託の濫用防止制度については、実質法上の考察として、次のような批判が考えられよう。

第一に、目的信託の存続期間は設定から二〇年を超えることはできないとする制限（信託法第二五九条）は、不適切な措置と思われる。濫用防止を趣旨とするものであるが、この制限が適切であるかどうかは疑問である。存続期間の制限が二〇年とされていることにより、長寿のペットの世話を目的とする場合は、目的信託では限界がある。そのペットが高齢になって、いざそこから医療費等がかかってくるという時に目的信託が終わってしまうようでは本末転倒であろう。まし

てや、墓碑や記念館の管理を目的にする場合は、なおさら二〇年で足りるはずがない。結局、新信託法制定時に想定されていた、「権利能力のない者が実質的に受益者に相当するタイプ」の目的信託は、ほとんど活用できないことになってしまっていると評価せざるをえない。この種の目的を達成するためには、現状では法人設立によることになろう。

第二に、自己信託により目的信託を設定することはできないとする措置（信託法第二五八条第一項）についても疑問がある。これは、自己信託による目的信託、すなわち委託者と受託者が同一で受益者は不存在という信託は、執行逃脱目的で利用される虞が大きいとの考えに基づく制限である。しかし、受益者が不存在ということは、自己信託の効力発生のためには公正証書の作成によらざるをえない。さらに、それが債権者詐害行為に当たる場合には、前述のとおり、委託者の債権者による詐害信託の取消し（信託法第一一条第一項）に加えて、詐害行為取消訴訟を経ないで直接に自己信託財産に執行する道が開かれている（同法第二三条第二項）。これらの規制があることを考えると、自己信託による目的信託を禁止するのは制限が厳しすぎる印象を受ける。

第三に、当分は一定基準を満たすもの以外は受託者になれない旨が規定されている（信託法附則第三条）。つまり、信託法施行令第三条によって、国や地方公共団体以外では、定められた条件を満たす優良企業だけが受託者になることができる。この措置もまた、厳格な制限を目的信託の設定に課すもので、目的信託を利用しにくくしてしまっているように思われる。

以上のように、目的信託の濫用を抑制するために、非常に慎重な立法政策が採られていることが分かる。それにしても、本来想定されている活用方法から考えると、二〇年の存続期間制限等の措置については、特にその慎重さが過剰であり、目的信託を導入するメリットを減殺してしまっていると評価できよう。

3―3　法の衝突に由来する問題が顕在化する可能性についての一考察

3―3―1　アメリカ法と日本法の衝突

かつては、英米では一部の例外を除いて、目的信託は認められてこなかった。信託には、受託者を監視する受益者が必須との考えが根強かったためである（詳しくは3―3―2にて後述）。

しかし、アメリカにおいては、判例・論争を経て、その傾向が緩んできている。第二次信託法リステイトメント第一二四条は、受益者のいない非公益目的の信託は無効とする一方で、財産権の移転を受けた者は、委託者の定めた目的のために財産権を行使する権限があるとして、信託外の法理によって救済を図っていた[87]（譲受人は権限のみを持ち義務は負わない。しかし、譲受人が権限の行使を怠った時は、委託者又はその相続人に財産権を返還しなければならないと規定した）。

その後、第三次リステイトメント第四七条は、目的信託は有効であるとしたうえで、受託者は設定された目的の範囲内の権限を与えられるが、その目的にしたがって財産を処分する積極的な義務はなく、受託者が一定の期間（二一年間を超えない期間）に信託目的にしたがって財産を処分しなかった場合には、受託者は信託財産を委託者又はその相続人に返還しなければならないと規定した。

さらに、統一信託法典第四〇九条によると、目的信託は二一年を超えない範囲で設定することができ、信託条項で指名された者、又は裁判所によって指名された者が、受託者に対してその執行を強制できる。信託財産が信託目的と比べて過剰な場合は、裁判所の認定により、信託条項に別段の定めがある場合を除き、過剰分は委託者又はその相続人に分配されるとした。

統一信託法典では、この第四〇九条の目的信託の一般規則と並んで、第四〇八条がペット信託についての特別規則になっている。ペット信託の特別規則に着目すると、以下のような法の衝突がみられる。

すなわち、アメリカ法のペット信託の存続期間は、「最後に生き残っている動物が死亡するまで（upon the death of the last surviving animal）」となっている（統一信託法典第四〇八条（a））。日本法の目的信託のペット信託としての利用に関しては、二〇年の存続期間の制限によって、利用価値が台無しにされている印象があるのに対し、アメリカ法のペット信託はその利用目的に対して適切な存続期間制限となっている。

さて、アメリカ人の委託者によってアメリカでペット信託が設定された場合で、設定から二〇年が経過していたと想定する。この想定において、受託者の債権者が、日本に住んでおり、当該財産がもはや信託財産でなくなっている旨を主張して差押えをしようとした場合、その差押えは認められるで

あろうか。

このように受託者とその債権者との間では、信託財産の独立性が問題となる。信託財産の独立性の問題を信託の効力の問題と捉える立場からは、この問題を信託準拠法によって処理するとする見解がありうる。[58] 同時に、信託財産の独立性の問題は、「信託財産をめぐる優先性秩序の問題」と捉えて、信託財産の準拠法（以下「信託財産準拠法」と称する）によるべきとの主張もある。[59] また、信託準拠法を適用するとした上で、信託財産準拠法との間の適応問題を適宜処理する、あるいは信託財産準拠法を公法的に介入させる処理も示唆されている。[60] 以上のように、信託財産の独立性の問題についての準拠法決定に関しては、通説的見解とされている主張が今のところない。しかし、この問題は主に信託財産に対する権利の優先順位の問題が中心となる局面で生じることから、信託財産準拠法によって処理するのが妥当と主張する見解が有力なようである。

信託財産の独立性の問題を、信託財産準拠法による問題と考えて、前述の事例を検討すると、もし財産の全部又は一部が日本に所在する場合、その部分については設定から二〇年が経過した時点で信託財産を構成しなくなるとの判断になるであろう。逆にアメリカに所在する財産については、「受益者」に相当する動物が生存している限り、信託財産を構成し続けることになる。結局、この例においては、信託財産準拠法を、財産ごとに個別判断していくことになろう。

3―3―2　イギリス法と日本法の衝突

イギリス法もアメリカ法と同様に、従来目的信託には否定的であったが、以下に述べるとおり、例外的にその有効性を認める判例が蓄積されてきた。そして、現在のイギリス法上のペット信託の位置付けは、アメリカ法のそれとも日本法のそれとも異なる。

まず、イギリスの信託法では、①信託の設定の意図、②信託財産、及び③受益者が確定していなければならないとされる（三大確定性の原則）。この原則により、受益者が不存在の信託は、公益信託（Charitable Trust）以外では、原則的に無効とされる。公益信託以外の信託には受益者の存在が不可欠というこの原則（Beneficiary Principle）の根拠となっているのは、Enforceability Rule と呼ばれるルールである。このルールが意味するのは、「受益者＝enforce する者（中略）がいない信託は、実効性がなく、無効となるという理論」

である。[61]

しかし、Enforceability Rule の趣旨を考慮すると、受益者でなくとも「enforce する者」さえいれば信託の成立を認めてよいとの理論も採りうるはずである。そのような考えから、イギリスの判例法上、公益信託以外で目的信託の有効性を認めた例外がある。すなわち、「potential enforcer が存在する場合」の例外である。[62] 具体的には、会社の従業員が potential enforcer であるとされ、会社の福利厚生施設の整備を目的とする信託が有効と認められた判例がある。[63]

さらに、potential enforcer が不存在の場合であっても、例外的に以下に挙げる二つの判例においては、特別目的ありとして目的信託が認められた。第一の例は、委託者の亡き後の、ペットの世話を目的とする信託が認められた判例である。[64] 第二の例は、一族の墓や墓碑の管理のための二一年間の信託が認められた判例である。[65]

以上のように、イギリス法上は、公益信託以外の目的信託の一部が限定的に認められる判例法が蓄積されてきた。しかし、このうちペット信託については、新公益法（Charities Act 2006）が二〇〇七年二月二七日に施行されて以降は、公益信託として扱われることになる。すなわち、従来は、公益信託の範囲は、

(1) 貧困からの救済（Relief of Poverty）、
(2) 教育の振興（Advancement of Education）、
(3) 宗教の振興（Advancement of Religion）、及び
(4) その他コミュニティにとって有益な目的（Other Purposes Beneficial to the Community not falling under any of the preceding heads）

の四種類に限定されていた。[66] しかし、二〇〇六年公益法の施行後は、同法が公益信託の範囲を一二種類にまで拡大しており、その一つとして同法第二条（二）（k）が動物の福祉（the advancement of animal welfare）を規定していることから、ペット信託は公益信託に分類されることになったのである。

さて、ペット信託について、現在、このように新公益法が施行されて以降、ペット信託は、イギリス法上は公益信託とされる。ところが、ペット信託は、日本法上は目的信託である。そして、日本法上の目的信託は、二〇年を超えることができないとされているが（信託法第二五九条）、他方、公益信託にはこの存続期間についての規定が適用されない（公益信託ニ関スル法律第二条第二項）。イギリス法においても、

また、公益信託には目的信託の存続期間制限ルールが適用されない。となると、ペット信託は、日本法上は二〇年以内の存続期間が定められるべきものとして扱われ、イギリス法上はかかる存続期間制限が存在しないものとして扱われることになる。

では、日本において、イギリス法に基づいてペット信託を設定する旨の意思表示をして、二〇年の存続期間の制限を免れようとする者が現れた場合、そのペット信託の有効性・分類・存続期間についてはどのように判断すべきであろうか。

目的信託の存続期間が二〇年を超えてはならないとする規定（信託法第二五九条）を絶対的強行法規と考えられるかどうかが、検討されうると思われる。もしこの存続期間制限が絶対的強行法規として分類されるならば、準拠法の如何を問わず、日本におけるペット信託は二〇年を超えて設定できないとの判断になろう。

また、他の処理の可能性として、この例においても、当該信託を公益信託として扱うことや当該信託の存続期間の判断について、イギリス法を適用することが国際私法上の公序に反する可能性が考えられよう。この場合、イギリス法の適用の結果、「当該ペット信託は公益信託であり、目的信託の期間制限を適用しない」という、日本法の立場からみると異常な結論を生むように思われ、さらに日本における信託であることから内国関連性の度合も高いように思われる。よって、この仮想事例においては、公序則が発動される可能性は充分にあろう。

もし信託法第二五九条が絶対的強行法規とは分類されず、公序則の発動もないとの判断になれば、特に当該ペット信託を無効とする根拠は現在の日本の国際私法にはない。それが万一債権者詐害の目的であった場合、現在の通説的見解を踏襲する詐害信託取消権の準拠法決定ルールが、債権者を充分に保護しないことは前述のとおりである。

4　おわりに

本稿で挙げた今後問題となりうる法の衝突の事例は、信託をめぐる国際民商事紛争の解決のための法整備が必要であることを示唆している。自己信託及び目的信託の導入にあたっては、実質法上は債権者詐害目的での濫用を防ぐ観点から慎

重な立法がなされた。他方で、国際私法上は、そのような考慮に基づく議論がなされておらず、実質法における議論に追い付いていないことが分かる。

そのような状況の中、信託法改正によって民事信託の利用の道が拡大したことで、信託をめぐる国際紛争が顕在化してくることが懸念される。今後は、自己信託や目的信託に限らず、新しい利用が広がった信託が国際的に利用される場合に生じうる問題を、網羅的に検証していく必要があると考えている。また、法の衝突の問題について、本稿では英米法との比較における考察にとどまっているので、より広い視野での比較法的研究も、今後の課題として取り組みたい。

注

（1）道垣内弘人「新しい信託法理論の展望と課題」金融・商事判例増刊一二六一号『新しい信託法の理論と実務』（二〇〇七年）八―一〇頁。

（2）神前禎『解説　法の適用に関する通則法　新しい国際私法』（弘文堂、二〇〇六年）二一―二二頁。

（3）日本において信託の問題を扱う国際私法分野の研究には、たとえば以下の文献がある。道垣内正人ほか「国際信託法の諸問題」信託法研究一二号（一九八八年）六五頁。池原季雄編著『国際信託の実務と法理論』（有斐閣、一九九〇年）。高杉直「ハーグ条約における法選択規則の構造」民商法雑誌一〇四巻五号（一九九一年）六二三頁。道垣内正人「国際化の中の高齢社会――国際的な相続と信託との関係」新井誠編著『高齢社会と信託』（有斐閣、一九九五年）二一八頁。早川眞一郎「信託の国際的調和」信託法研究二三号（一九九八年）四九頁。早川眞一郎「「信託という名の相続」覚書」米倉明編著『創立二〇周年記念論文撰集』（トラスト60、二〇〇七年）二〇三頁。森田果「信託」民商法雑誌一三五巻六号（二〇〇七年）一〇一九頁。

（4）小出邦夫編著『一問一答　新しい国際私法　法の適用に関する通則法の解説』（商事法務、二〇〇六年）一六〇頁。森田、前掲注（3）、一〇一九頁。

（5）森田、前掲注（3）、一〇二〇頁。

（6）勝田信篤「信託の設定　自己信託と目的信託を中心に」新井誠編著『新信託法の基礎と運用』（日本評論社、二〇〇七年）三四頁、四三頁。

（7）勝田、前掲注（6）、三四―三六頁、四三―四五頁。

（8）能見善久「新信託法と信託の発展方向」信託二三〇号（二〇〇七年）八頁。

（9）中野正俊「詐害目的の信託と債権者の取消権」法学志林七二〇号（二〇〇一年）二三七頁。

（10）勝田、前掲注（6）、三五―三七頁、四四―四五頁。

（11）森田、前掲注（3）、一〇二四頁。澤木敬郎・道垣内

正人『国際私法入門（第六版）』（有斐閣、二〇〇六年）二二七頁。なお、小出、前掲注（4）、一六〇頁に、「信託の準拠法についての学説上の議論は少なく、通説と評価できるまでに成熟している見解はみられません」との記述があることに注意して、ここでは「通説的見解」という表現を用いている。

（12）森田、前掲注（3）、一〇三五頁。澤木・道垣内、前掲注（11）、二二八頁。

（13）森田、前掲注（3）、一〇三六頁。

（14）Ibid.

（15）森田、前掲注（3）、一〇二六頁。

（16）債権者の有する債権の準拠法と財産の譲渡行為の準拠法とを累積的に適用するとすると、これらのうち財産の譲渡行為の準拠法は、詐害行為の時点で、詐害行為の当事者が操作可能となろう。

（17）その理由は、法律回避を無効とすべきとするならば、法律回避ができないような連結政策がとられているべきであるからとされている。澤木・道垣内、前掲注（11）、三六―三八頁。

（18）法例研究会『別冊ＮＢＬ　法例の見直しに関する諸問題（1）――契約・債権譲渡等の準拠法について――』（商事法務、二〇〇五年）一二六―一二七頁。澤木・道垣内、前掲注（11）、二六三―二六四頁。

（19）澤木・道垣内、前掲注（11）、二六三―二六四頁。ただし、「詐害行為がなければ当該財産が所在したはずの地」をどのように認定するのかは明らかにされていない。

（20）澤木・道垣内、前掲注（11）、二六三―二六四頁。

（21）勝田、前掲注（6）、三四頁。

（22）勝田、前掲注（6）、三六―三七頁。

（23）小野傑ほか「新形態の信託――自己信託・事業の信託・目的信託・セキュリティトラスト――」法律のひろば六〇巻五号（二〇〇七年）二九頁。

（24）本文に挙げた例の他に、いわゆる事業信託と自己信託を併用することで、「企業が、その特定の事業の収益力・キャッシュフローを背景に、当該事業につき自己信託を設定・受益権を売却することにより、資金調達を行う」ことが可能といわれている。浅田隆「自己信託・事業信託から考えられる企業の対応」法律のひろば六〇巻五号（二〇〇七年）三九―四一頁。

（25）山田昭『信託立法過程の研究』（勁草書房、一九八一年）一二七―一二八頁。

（26）新井誠『信託法（第三版）』（有斐閣、二〇〇八年）一三七頁。勝田、前掲注（6）、三五頁。

（27）勝田、前掲注（6）、三六頁。

（28）米倉明「自己信託――新法におけるその抑制策について」米倉明編著『信託法の新展開　その第一歩をめざして』（商事法務、二〇〇八年）二頁。この自己信託濫用の虞については、財産隠匿や執行逸脱等の表現がなされるが、いずれも債権者詐害の目的で自己信託を設定することを意味している。この点について、米倉教授は、

「財産隠匿」という用語を用いず、「執行逸脱」と表現するべきと説く。その理由は、自己信託では財産名義が変わらないことから「財産隠匿」とは言えないと考えうることや、そもそも問題の中心は強制執行の逸脱にあるからとされている。本稿では、引用の場合を除いて、「執行逸脱」の語を用いる。

(29) 米倉、前掲注（28）、三頁。

(30) 寺本昌広ほか「新信託法の解説（2）」ＮＢＬ八五一号（二〇〇七年）九五頁。

(31) 法制審議会信託法部会「信託法改正要綱試案の補足説明」法務省『「信託法改正要綱試案」に関する意見募集』（二〇〇五年）一八五頁、http://www.moj.go.jp/PUBLIC/MINJI60/pub_minji60.html［最終アクセス二〇〇八年七月五日］。

(32) Ibid.

(33) 寺本昌広ほか「新信託法の解説（1）」ＮＢＬ八五〇号（二〇〇七年）二〇頁。

(34) なお、自己信託が詐害信託に当たらない場合には、委託者は有資力であるから、問題の自己信託財産に対する執行が阻止された場合、委託者の債権者は別の財産に対して執行すればよいことになる。米倉、前掲注（28）、三頁。法制審議会信託法部会、前掲注（31）、一八五頁。

(35) 勝田、前掲注（6）、三六頁、四三頁。

(36) 松村秀樹「新信託法の解説」信託二三〇号（二〇〇七年）一〇四頁。この見解に対し、米倉、前掲注（28）、三二―三三頁は、公布の日から附則第一条で定まる施行期日（公布の日から起算して最大一年六か月）までに、周知徹底・検討等を済ませればよさそうなもので、「さらに一年を上積みしないことには周知徹底・検討等ができないというのはスローテンポに過ぎる気がする」と指摘する。

(37) 米倉、前掲注（28）、三七頁。

(38) アメリカ法律協会（慶應義塾大学信託法研究会訳）『アメリカ法律協会　米国信託法リステイトメント（第二版）（上）』（トラスト60、一九九六年）一〇七頁。

(39) 溜池良夫『国際私法講義（第三版）』（有斐閣、二〇〇五年）三五九頁。澤木・道垣内、前掲注（11）、一九六―一九八頁。

(40) デイヴィット・ヘイトン（新井誠監訳、三菱信託銀行信託研究会訳）『信託法の基本原理』（勁草書房、一九九六年）一七頁。

(41) 森田、前掲注（3）、一〇二五頁。法例研究会、前掲注（18）、三九頁。

(42) 澤木・道垣内、前掲注（11）、六〇―六一頁。

(43) 小出卓哉ほか「改正信託業法の概要（上）――改正信託法への対応――」金融法務事情一七九九号（二〇〇七年）一二頁。新井、前掲注（26）、四〇〇頁。

(44) 法制審議会信託法部会、前掲注（31）、一八六頁。

(45) 新井、前掲注（26）、四一七―四一八頁。

公益信託の許可に関する審査基準

一　信託の目的

(1)　当該信託は、［公益信託ニ関スル法律］第二条に規定する学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とするものであって、当該目的は、総務省の所掌事務の範囲に属するものでなければならない。

(2)　当該信託は、信託法第二五八条第一項に規定する受益者の定め（受益者を定める方法の定めを含む。）のないものであって、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならない。

したがって、次のような目的のものは許可しないものとする。

ア　同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの

イ　特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの

ウ　後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの

(46)　小野、前掲注（23）、三二―三三頁。

(47)　星田寛「福祉型信託、目的信託の代替方法との税制の比較検討」信託二三二号（二〇〇七年）五〇頁。法制審議会信託法部会、前掲注（31）、一八七―一八八頁。

(48)　法制審議会信託法部会、前掲注（31）、一八六頁。

(49)　法務省民事局「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行に伴う中間法人法の廃止について」（二〇〇六年）、http://www.moj.go.jp/MINJI/minji124.html［最終アクセス二〇〇八年八月七日］。

(50)　勝田、前掲注（6）、四四頁。

(51)　法制審議会信託法部会、前掲注（31）、一八六頁。

(52)　勝田、前掲注（6）、四七頁は、不適正な目的信託の例として「猫の飼育費に一億円を信託して、九九〇〇万円返ってくる」事例を挙げている。

(53)　法制審議会信託法部会、前掲注（31）、一八八頁。

(54)　勝田、前掲注（6）、四五頁。新井、前掲注（26）、四〇五頁。

(55)　Ibid.

(56)　勝田、前掲注（6）、四八頁。

(57)　慶應義塾大学信託法研究会、前掲注（38）、一八六頁。

(58)　早川、前掲注（3）信託法研究論文、六七頁。

(59)　森田、前掲注（3）、一〇二六頁、一〇二九頁。信託財産が物であれば通則法第一三条により財産所在地法が適用され、債権であれば通則法第二三条により当該債権の準拠法が適用されることになるとされている。

(60)　Ibid.

(61)　瀬々敦子「目的信託～日本の改正信託法と英国の Charities Act の改正～」国際商事法務三五巻五号（二〇〇七年）六〇八頁。

(62)　Ibid.

（63）“*In re* Denley's Trust Deed” [1969] 1 Ch. 373.
（64）“*In re* Dean” [1889] 41 Ch. 552.
（65）“*In re* Hooper” [1932] 1 Ch. 38.
（66）「マクノートンの分類」と呼ばれる。このうち（4）に関しては、“beneficial to the community” であると認定される基準は、①一六〇一年エリザベス法（Statute of Charitable Uses 1601）の前文に列挙されているかどうか、又は②類推によってその精神と目的を反映したもの（“which by analogy are deemed within its spirit and intendment”）であるかどうかであるとされてきた。一六〇一年エリザベス法自体は、一八八八年の Mortmain and Charitable Uses Act によって廃止されたが、前文だけは同法第一三条第二項によって効力を保存された。その後、一九六〇年の Charities Act 1960 によって、一八八八年の Mortmain and Charitable Uses Act が廃止されたことで、一六〇一年エリザベス法の前文も失効した。瀬々、前掲注（61）、六一〇頁。雨宮孝子「EU信託法（スコットランドとデンマーク）と英国の国益信託」新井誠編著『欧州信託法の基本原理』（有斐閣、二〇〇三年）一二〇頁。